

経営円滑化貸付（災害復旧枠）のご案内

県が指定する災害により被害を受け、経営の安定に支障が生じている中小企業者を支援します。

（本年4月13日に発生した淡路島を震源とする地震による災害に対する復旧支援の一環として、4月19日付けで災害復旧枠を適用しました。）

1 融資対象者

県内で事業を営む中小企業者及び組合等で、平成25年4月13日に発生した淡路島を震源とする地震により事業所等に被害（事業用資産（機械、原材料、商品等）への被害を含む）を受けた方で、市町長の発行した「り災証明書*」を有する方

（※この「り災証明書」には事業用資産等に被害を受けたことを証明する「被災証明書」も含まれます。）

2 融資条件

融資限度額	1億円
融資利率	当初3年間は無利子、4年目以降は年1.15%（固定利率）
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）
資金使途	災害復旧に必要な設備資金・運転資金
担保・保証人	保証協会または金融機関の定めるところによる （第三者保証人不要）
信用保証	原則必要
受付期間	平成25年4月26日保証協会受付分から 平成25年9月30日融資実行分まで

3 申込先

申し込みは、県制度融資の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県制度融資を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部地域金融室 ☎078-362-3321

または最寄りの県民局商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関または信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります